

# 厳原自動車検査登録事務所 構内舗装改修工事

## 図面リスト

図面番号	図面名称	縮尺
A-01	工事特記仕様書	—
A-02	付近見取図、配置・平面図	1/200、1/20

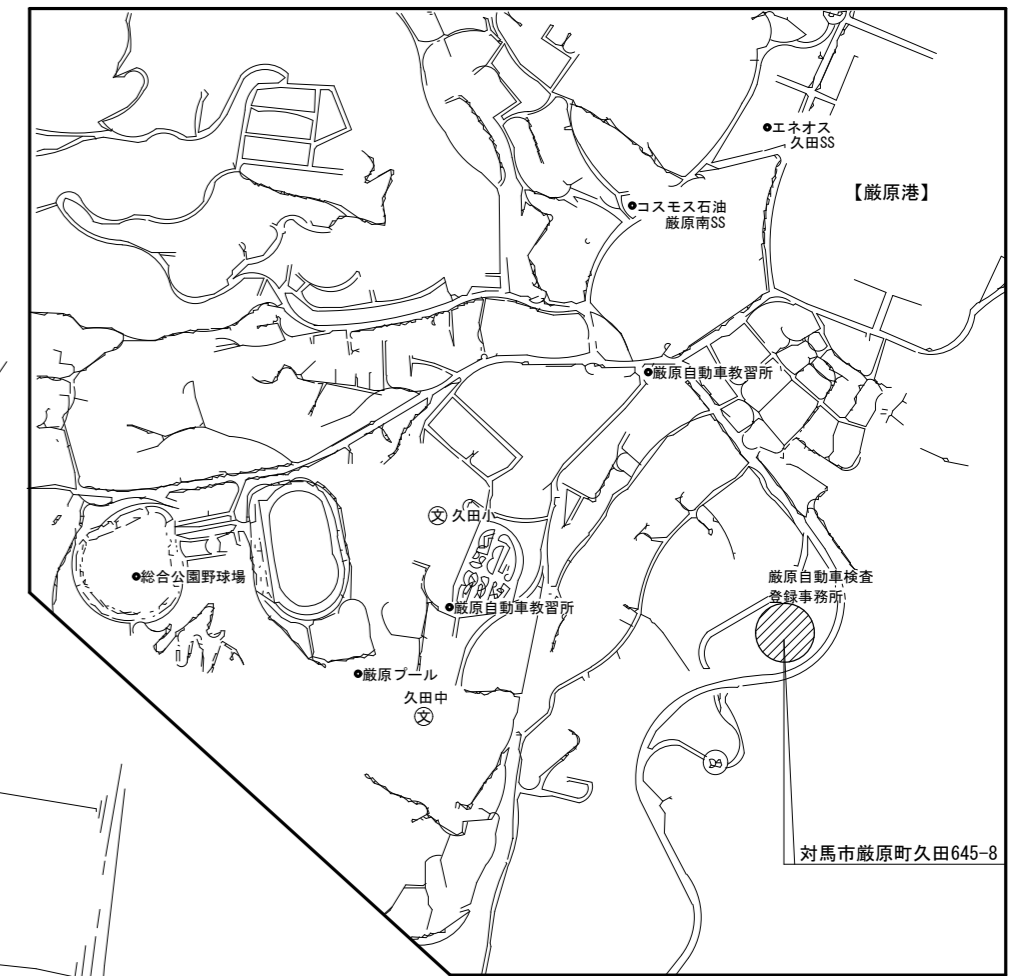
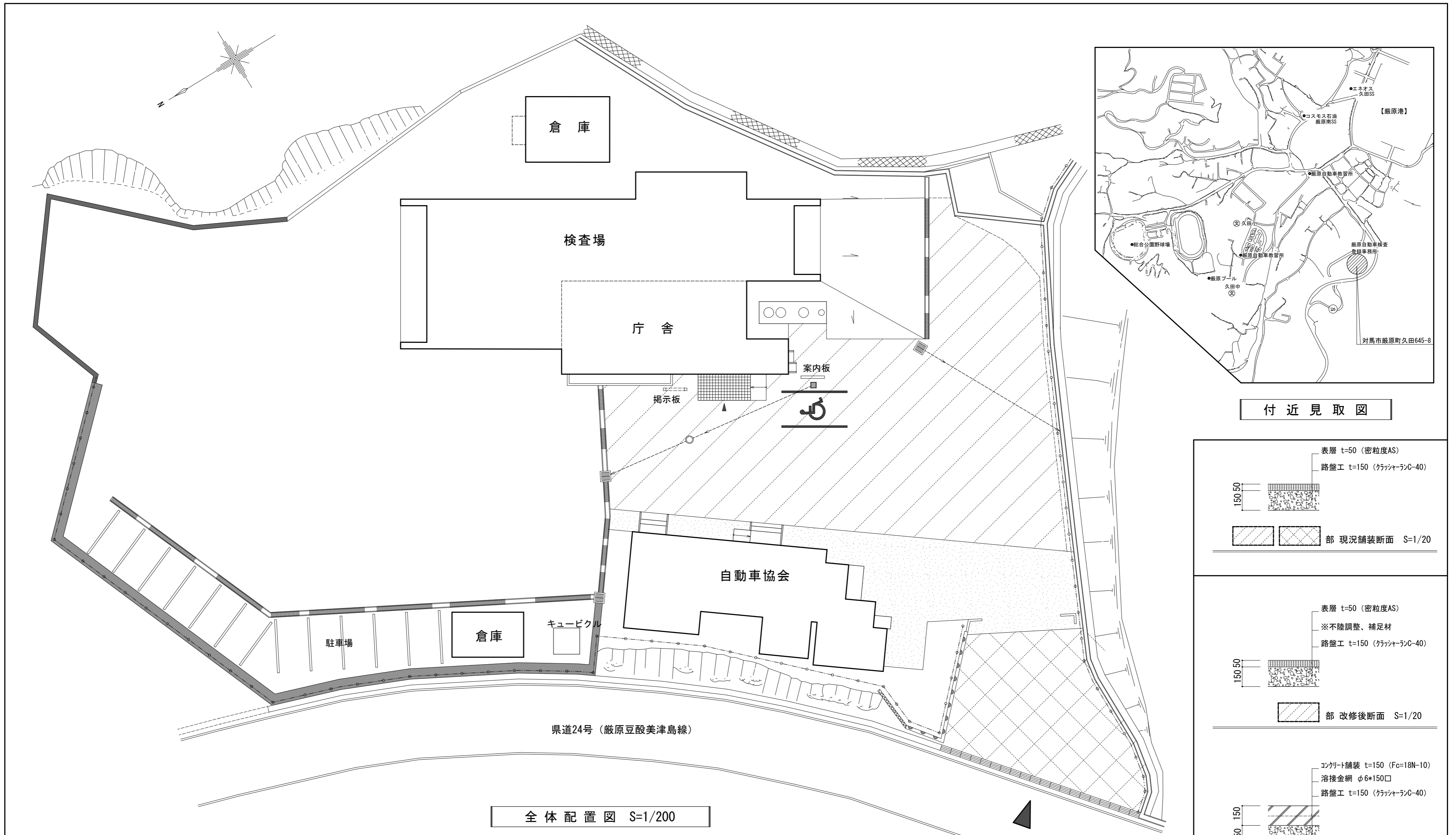
工事特記仕様書	
I 工事概要	
1. 工事名称	蔽原自動車検査登録事務所構内舗装改修工事
2. 工事場所	長崎県対馬市蔽原町久田645-8
3. 工事概要は別紙(施工概要)による。	
4. 別途工事	
5. その他	
II 建築工事仕様	
1. 標準仕様	図面及び特記仕様に記載されていない事項はすべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)」及び「建築工事監理指針(最新版)」による。
2. 特記仕様	1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。 2) 特記事項は○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と◎印のついた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の( )内表示番号は、公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、又は当該表を示す。 4) 形状寸法の単位は特記なきかぎりミリメートルとする。
章 項目	特記事項
① 適用基準等	◎建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修(最新版) ◎建築構造設計基準及び同解説 国土交通大臣官房官庁営繕部監修(最新版) ・施設設計標準図 建設大臣官房官庁営繕部監修(最新版) ・鉄筋コンクリート構造配筋要領 建設大臣官房官庁営繕部監修(最新版) ・木造建築工事標準仕様書 国土交通大臣官房官庁営繕部監修(最新版) ◎公共建築改修工事標準仕様書 国土交通大臣官房官庁営繕部監修(最新版)
② 適用範囲等	すべての設計図書は、相互に補充するものとする。(1.1.1) ただし、設計図書間に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の(1)から(5)の順番のとおりとする。 (1) 質問回答書 (2)から(5)に対するもの (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築工事標準仕様書(以下「標仕」という。)
3. 工事実績情報の登録	請負者は、工事請負額が500万円以上の工事について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時に変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、「建設情報実績」を作成し、運輸局の承認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに提出しなければならない。 また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを運輸局に提出しなければならない。
4. 文化財その他の埋蔵物	工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。その後の措置については、監督員の指示に従う。(1.1.12)
5. 電気保安技術者	※適用する ・適用しない (1.3.3)
6. 施工中の安全確保	建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等に定めるところによるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱に従うとともに、建築工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。(1.3.7)
7. 発生材の処理	建設副産物の処理について 資源の有効利用、環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するため、建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理を推進する。 現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごとに分別し指定された場所へ棄置すること。 また、施工区分表に組み込み・運搬・処分までの指示がある工事については、現場内に分別保管場所を設置するとともに、再生資源の利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理指針その他の関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。 「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年5月31日法律第104号)」規定されている事項については、建設工事における対応については、「建築工事に係る建設副産物管理マニュアル(平成18年6月12日付監理第4号)」による。 工事に際しては、工事着手時に建設副産物処理計画書、再生資源利用計画書等を、工事竣工時に建設副産物の処理結果報告書、再生資源利用実施書等を提出すること。
8. 施工中の環境保全等	指定副産物 (原則として再資源化施設へ持込むもの) ・がれき類 (コンクリート塊)(アスファルト塊) ・木くず ・建設発生土 ・汚泥 指定副産物の工事現場からの搬出、再生資材等の利用等については、「リサイクル原則化ルール(平成18年6月12日策定)」により実施する。 建設汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(平成18年6月12日事務次官通知)」に従い、建設汚泥の再生利用を推進する。 その他の副産物 ・廃プラスチック ・ガラス、陶磁器くず ・廃石膏ボード ・金属くず ・繊維くず 特別管理産業廃棄物 ・廃石綿等 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル(環境庁大気保全局)」及び「石綿障害予防規則(平成17年7月1日施行)」に従い、収集、運搬、処分を行う。 ・廃PCB等 「電気事業法：電気関係報告規則」及び「ポリ塩化ブフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、報告書の作成・届出を行うとともに、適正に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。 ※参考受入場所は現場説明書による (1.3.8)
9. 発生材の処理	建設副産物の処理について 資源の有効利用、環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するため、建設副産物の発生抑制、再利用、適正処理を推進する。 現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごとに分別し指定された場所へ棄置すること。 また、施工区分表に組み込み・運搬・処分までの指示がある工事については、現場内に分別保管場所を設置するとともに、再生資源の利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理指針その他の関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。 「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年5月31日法律第104号)」規定されている事項については、建設工事における対応については、「建築工事に係る建設副産物管理マニュアル(平成18年6月12日付監理第4号)」による。 工事に際しては、工事着手時に建設副産物処理計画書、再生資源利用計画書等を、工事竣工時に建設副産物の処理結果報告書、再生資源利用実施書等を提出すること。

9. 建築材料等	「排出ガス対策型建設機械について」 「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき、指定された建設機器を使用すること。 (対象機種：バックホウ、ブルドーザ、トラクタショベル(車輪式)、空気圧縮機(可動式)、油圧ユニット(油圧マフラー付)油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、マフラー付掘削機、掘削機、リブ・サーモレシフト、リブ・アース、地下連続壁施工機、全回転型マフラー付掘削機の基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ、ホイールクレーン、発電発電機(可動式(浴槽兼用機を含む))但し、以上はディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載したものに限る。)																												
10. 特別な材料の工法	「標仕」に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。 ※適用する ・適用しない (1.5.2) 適用工事																												
11. 技能士	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事範囲(契約単位)</th> <th>工事種別</th> <th>技能検定職種</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">木造以外の建物</td> <td>・鉄筋工事</td> <td>鉄筋施工</td> </tr> <tr> <td>・コンクリート工事</td> <td>型枠施工</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">住宅</td> <td>・木工事</td> <td>建築大工</td> </tr> <tr> <td>・左官工事</td> <td>左官</td> </tr> <tr> <td>・塗装工事</td> <td>塗装</td> </tr> <tr> <td>・屋根及び樋工事</td> <td>建築板金</td> </tr> <tr> <td>・内装工事</td> <td>内装仕上げ施工</td> </tr> <tr> <td>・内装工事</td> <td>表装</td> </tr> <tr> <td>・金属工事</td> <td>内装仕上げ施工(鋼製下地)</td> </tr> <tr> <td>・植栽工事</td> <td>造園</td> </tr> <tr> <td>造園工事</td> <td>請負額 300万以上</td> <td>・植栽工事</td> </tr> </tbody> </table>	工事範囲(契約単位)	工事種別	技能検定職種	木造以外の建物	・鉄筋工事	鉄筋施工	・コンクリート工事	型枠施工	住宅	・木工事	建築大工	・左官工事	左官	・塗装工事	塗装	・屋根及び樋工事	建築板金	・内装工事	内装仕上げ施工	・内装工事	表装	・金属工事	内装仕上げ施工(鋼製下地)	・植栽工事	造園	造園工事	請負額 300万以上	・植栽工事
工事範囲(契約単位)	工事種別	技能検定職種																											
木造以外の建物	・鉄筋工事	鉄筋施工																											
	・コンクリート工事	型枠施工																											
住宅	・木工事	建築大工																											
	・左官工事	左官																											
	・塗装工事	塗装																											
	・屋根及び樋工事	建築板金																											
	・内装工事	内装仕上げ施工																											
	・内装工事	表装																											
	・金属工事	内装仕上げ施工(鋼製下地)																											
	・植栽工事	造園																											
	造園工事	請負額 300万以上	・植栽工事																										
	12. 揮発性有機化合物の室内濃度の測定	指示した室のH747'ド'及び揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告すること。(1.5.9) 測定する部屋 ※現場説明書による ・図面図示による ・監督員の指示による(ヶ所) 測定方法 H747'ド' ※パッシブ型採取機器 H747'ド' ※パッシブ型採取機器																											
13. 学校施設におけるVOC等の測定	文部科学省「学校環境衛生の基準」(平成16年2月10日改訂)により、H747'ド'及び揮発性有機化合物の測定を行う。(1.5.9)																												
14. 完成図	種類及び提出形式は下記による(1.7.2)																												
15. 保全に関する資料	「標仕」1.7.3(a)の他、下記について必要事項を記入のうえ監督員に提出する。 建設大臣官房官庁営繕部監修の「管理者のための建築物保全の手引き」(財)建築保全センター発行 提出部数 ※2部 ・( )部 (1.7.3)																												
16. 設計GL	※図示による ・現状地盤の平均高さとし、監督員の指示による																												
17. 過積載の防止	ダンプトラック等による工事用資材等の超過積載を行わないこと。さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックは工事現場内に入りさせないこと。																												
18. 原形復旧	工事中、取合部その他本工事範囲外の部分に汚損が生じた場合は原形に復する。																												
19. 設備工事との取合い	※施工区分表による ・施工範囲は下記による ※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の型枠及びそれらの補強 ※図示した壁、天井の仕上げ材、下地材の切込み及び下地材の補強 ※駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ ※自動閉鎖装置取付け箇所切込み及び補強( )																												
20. 総合図での調整	各工事の着工に先立ち、各施工図の基準となる総合図を作成し、監督員の承諾を受ける。 総合図は施工図作成に先立ち、建築・設備・その他別途発注工事業者の情報などをすべて盛り込んだ図面とし、それらの接点の細部調整を行う。 総合図の調整は、建築工事の請負者が行い、設備工事・その他の請負者がそれに協力する。																												
21. 工事写真等	箇所及び方法については、監督員の指示による。																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>分類</th> <th>規格</th> <th>部数</th> <th>原紙の大きさ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">※着工前</td> <td>※カラー・モノクロ</td> <td>※サービス版</td> <td>※1部</td> <td>24×36以上又は7インチ判画像</td> <td>監督員の承諾する撮影者(原紙提出不要)</td> </tr> <tr> <td>※施工中</td> <td>※カラー・モノクロ</td> <td>※1部</td> <td>24×36以上又は7インチ判画像</td> <td>監督員の承諾する撮影者(原紙提出不要)</td> </tr> <tr> <td>※完成時</td> <td>※カラー・モノクロ</td> <td>◎サービス版</td> <td>※2部</td> <td>※24×36以上</td> <td>外観・内観、監督員の指示による。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	分類	規格	部数	原紙の大きさ	備考	※着工前	※カラー・モノクロ	※サービス版	※1部	24×36以上又は7インチ判画像	監督員の承諾する撮影者(原紙提出不要)	※施工中	※カラー・モノクロ	※1部	24×36以上又は7インチ判画像	監督員の承諾する撮影者(原紙提出不要)	※完成時	※カラー・モノクロ	◎サービス版	※2部	※24×36以上	外観・内観、監督員の指示による。					
区分	分類	規格	部数	原紙の大きさ	備考																								
※着工前	※カラー・モノクロ	※サービス版	※1部	24×36以上又は7インチ判画像	監督員の承諾する撮影者(原紙提出不要)																								
	※施工中	※カラー・モノクロ	※1部	24×36以上又は7インチ判画像	監督員の承諾する撮影者(原紙提出不要)																								
※完成時	※カラー・モノクロ	◎サービス版	※2部	※24×36以上	外観・内観、監督員の指示による。																								
	建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」改訂第2版による																												

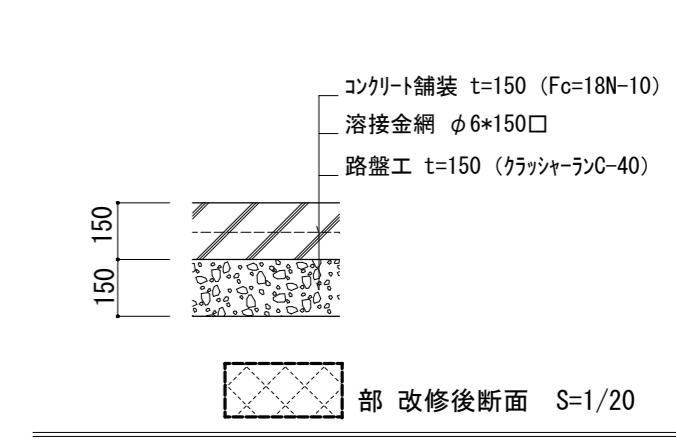
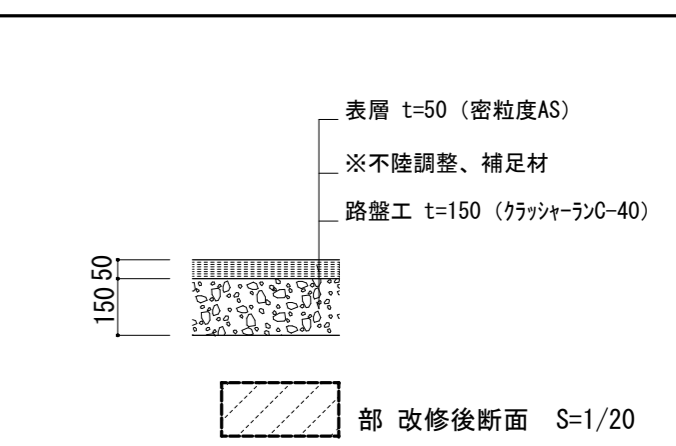
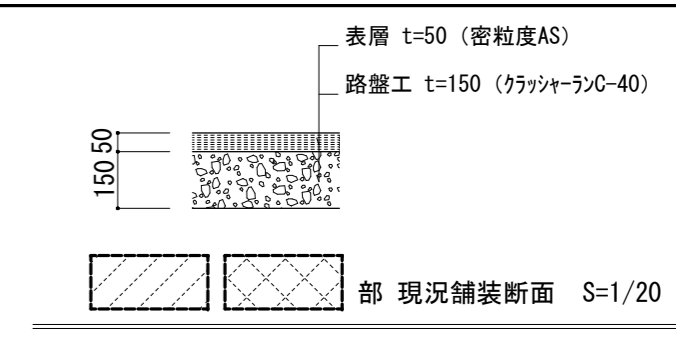
22. 竣工後の調査	竣工後(※2・1)年以内に当該工事範囲に関する経年変化の状況を調査し、報告すること。
23. その他	建築基準法に基づき定められる風圧区分等の適用工事 ・風速(V0= ) ・地面粗度区分(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ)
① 監督員事務所	※設ける( )m程度 ○設けない (2.3.1) 備品については監督員の指示による。
② 工事用水	構内既存の施設 ・利用できる(※有償・無償) ※利用できない
③ 工事用電力	構内既存の施設 ・利用できる(※有償・無償) ※利用できない
④ 総合仮設計図書	※要する ・要しない
⑤ 危険防止	仮囲い等 ・設けない ※設ける 設置方法 ・成形鋼板(H=2.0m) ・垂吊引鉄板(H= m) ・シート張り ○ロープ張り ◎(カラーコーン) ゲート ・シート(W= m) ・パネル(W=5.4m) ・ハンガー(W= m)
6. 構台	養生構台 ・設置する(図示による) ・設置しない 乗入れ構台 ・設置する(幅員 m、長さ m) ・設置しない 監督員の指示による。
7. 工事表示板等	工事用車両の出入口では、一般行人及び一般車両の安全確保に努めること。 交通誘導員 ※配置する(名以上) ・配置しない
8. 工事車両の出入口	
3土工事	1. 埋戻し及び盛土 種別 ※A種 ・B種 ・C種 ・D種 (3.2.3) 2. 建設発生土の処理 ※現場説明書による ・構内指示の場所に堆積 ・構内指示の場所に敷き均し (3.2.5)
4. 路盤材料	種別 ※A種 ・B種 ・C種 ・D種 (22.4.3)(表22.4.2) ※再生クラッシュランRC-40 ・クラッシュランスラッグCS-40 ・クラッシュランC-40 ( )
5. アスファルト舗装	加熱アスファルト混合物の種類 (表22.4.6)
6. コンクリート舗装	シールコート ・行う ※行わない (22.4.5) アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.4.6)
7. 透水性舗装	カラー舗装用材料 (22.6.3) 表面用アスファルト混合物に添加する着色骨材 ・( ) シールコート ・行う ※行わない (22.6.5) アスファルト混合物の抽出試験 ・行う ・行わない (22.6.6)
8. ブロック系舗装	種類 ・コクリート平装舗装 ・インターロックブロック舗装 ・( ) (22.8.2) 厚さ 歩行部※60・( )車道部※80・( ) ジオテキスタイル ・適用する(60g/m <sup>2</sup> ) ・適用しない
9. 区画線等	トラフィックペイント JIS K 5665 ※溶融型(厚1.5) ・加熱型(厚1.0程度) 区画線幅 ※150 ○(図示) ・身障者用駐車場スペース表示(1500角) ・駐車スペースナンバー表示(350角)
1. 植栽盛盤	工法は「標仕」23.2.2.(d)による。(23.2.3)(23.2.4)
2. 土壤改良材	・適用する ・適用しない (23.2.3)
3. 植樹	植込み用土 ※現場発生の良質土 ・客土(厚さ・( )・図示) (23.3.3) 樹名札 ※図面図示による
4. 芝張り	種別 ※こうらい芝 ・野芝 ・( ) (23.4.2)(23.4.3) 植込み用土(厚100) ※客土 ・現場発生の良質土 芝張りの工法 ※図面図示による
5. 枯損樹木などの植替え	※引渡しの日から1年 ・( ) (23.3.4)(23.3.6)(23.4.7)

工事名	蔽原自動車検査登録事務所構内舗装改修工事		A-01
図面名称	工事特記仕様書		
九州運輸局	令和6年月日		

福岡県北九州市八幡東区枝光本町3番2号	検 図	設 計	設 計
北九州設計有限会社			
代表取締役 藤田英敏			



付近見取図



全体配置図 S=1/200

特記事項

- 平日は通行車両が多いので工事は原則 土・日・祭日とする。
- やむ得なく平日に作業を行う場合は必ず安全監視員を配置し最善の注意をばらうこと。
- 工事工程上やむ得なく工事部分を一般車両が通行する事態が生じた場合は敷鉄板等にて施工者の責任に於いて養生を行なうこと。
- 上記で一般車両にキズ等不測の事態が生じた場合は施工者の責任に於いて対処すること。
- 始業時及び終業時は登録事務所の担当課に必ず報告を行うこと。
- 舗装改修部分は水が溜まらないよう留意のこと。
- ライン色、文字色及びサイズは監督員の承諾を得て決定すること。

凡例

	舗装改修部分【既存ASカッター入れ・AS部撤去、新規AS t=50+30:密度度AS】
	舗装等改修部分【既存AS舗装撤去、コンクリート舗装t=150】
	コンクリート舗装部分【現況のまま】
	既存ライン W=150、L=5,000【改修】
	車椅子マーク【改修】1ヶ所 (1,500□)

福岡県北九州市八幡東区枝光本町3番2号  
 北九州設計有限公司  
 代表取締役 藤田英敏

検図	設計	設計
----	----	----

工事名	厳原自動車検査登録事務所 構内舗装改修工事	A-02
図面名称	付近見取図、全体配置図	A2: 1/200
九州運輸局 令和6年3月 日		